

<報道発表資料>

令和3年10月11日

「第3期埼玉県観光づくり基本計画（案）」 に対する県民コメント（意見募集）の実施について

県では、本県における観光づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第3期埼玉県観光づくり基本計画（案）」（期間：令和4年度～令和8年度）の策定を進めています。

この計画の策定に当たり、多くの県民の皆様の御意見を反映させるため、「埼玉県県民コメント制度」により、下記のとおり御意見を募集いたします。

記

1 募集期間

令和3年10月12日（火）～令和3年11月11日（木）

2 資料の入手方法

埼玉県（観光課）のホームページから入手できます。（10月12日掲載予定）
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0806/kankoukeikaku3-kenminkomento.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県産業労働部観光課（第2庁舎1階）
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）TEL 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部	TEL 048-256-1110	南 西 部	TEL 048-451-1110
東 部	TEL 048-737-1110	県 央	TEL 048-777-1110
川 越 比 企	TEL 049-244-1110	東 松 山 事 務 所	TEL 0493-24-1110
西 部	TEL 04-2993-1110	利 根	TEL 048-555-1110
北 部	TEL 048-524-1110	本 庄 事 務 所	TEL 0495-24-1110
秩 父	TEL 0494-24-1110		

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

- ・ 住所、氏名、御意見
- ・ 県外在住の方は通勤・通学する市町村名

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県産業労働部観光課 総務・物産・民泊担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-830-4819

ウ 電子メールの場合

E-mail a3950@pref.saitama.lg.jp

※ ファクシミリ、電子メールの場合は、件名を「第3期埼玉県観光づくり基本計画（案）への意見」としてください。

※ 御意見については、別添様式を御利用いただくか、任意の書面により（1）の記載事項を記載して御提出ください。

(3) 留意事項

意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

4 意見の取扱い

(1) いただいた御意見を考慮して、「第3期埼玉県観光づくり基本計画」を策定します。

(2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します（プライバシーに関する内容を除きます。）。

なお、類似の御意見については、まとめて公表することがあります。

(3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしません。